

当院を受診される方へ

当院では令和5年5月1日から、「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」を算定しています。
マイナ保険証を利用することによって、初診・再診時の負担が軽減されます。

令和5年4月～12月までの特例措置		診療点数
初診	マイナンバーカードを利用する	2点
	マイナンバーカードを利用しない	6点
再診	マイナンバーカードを利用する	0点
	マイナンバーカードを利用しない	2点

当院は診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力お願いいたします。